

# 横須賀市報

第1867号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

- 告 示**
- ◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について…………… 15179
  - ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について…………… //
  - ◇市道路線廃止について…………… //
  - ◇道路区域変更及び供用開始について…………… //
  - ◇収納事務の委託について…………… 15180
  - ◇徴収事務の委託について…………… //
- 公 告**
- ◇都市公園の区域及び面積の変更について…………… //
  - ◇物品の売払いに係る一般競争入札について…………… //
  - ◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達…………… //
  - ◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達…………… //
  - ◇空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置命令について…………… 15181
  - ◇開発行為の工事完了について…………… //
  - ◇都市公園の区域及び面積の変更について…………… //
- 上下水道局告示**
- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… //

- ◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇指定下水道工事店の指定について…………… 15182
- ◇指定下水道工事店の指定辞退について…………… //
- ◇指定下水道工事店の代表者の変更について…………… //

### 教育委員会告示

- ◇教育委員会定例会の招集について…………… //

### 農業委員会告示

- ◇農業委員会総会の招集について…………… //

正 誤

## 告 示

### 横須賀市告示第146号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出がありました。

令和5年7月10日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年 5月31日	ケアステーション こころ	横須賀市田浦町2丁目87 番地12	居宅介護支援	横須賀市田浦町二丁目87番地12 鈴木ケアマネジメント合同会社 代表社員 鈴木典子

### 横須賀市告示第147号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和5年7月10日

横須賀市長 上地克明

指 定 年月日	名 称	所 在 地
令和5年 7月1日	咲希看護センター	横須賀市佐原3丁目5番 3号ファミリーハイムサ ハラ 204

### 横須賀市告示第148号

#### 市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年7月10日

横須賀市長 上地克明

路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
3,445	須軽谷字天王谷913番地先から 須軽谷字天王谷915番地先及び916番の2 地先まで		

### 横須賀市告示第149号

#### 道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和5年7月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年7月10日

横須賀市長 上地克明

路 線 名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
97	旧	追浜南町2丁目4番の6地先から 追浜南町2丁目4番の4地先まで	メートル 1.8～1.9	メートル 70.5
	新	追浜南町2丁目4番の1地先から 追浜南町2丁目4番の4地先まで	1.9～3.8	68.0

2,926	旧	長沢2丁目1776番の3地先から 長沢2丁目1776番の27地先まで	1.8～3.8	28.6
	新	長沢2丁目1776番の3地先から 長沢2丁目762番の12地先まで	3.8	9.7

横須賀市告示第150号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。  
令和5年7月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
横浜市港北区菊名七丁目3番22号	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 小 針 宏 之	はまゆう公園駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク及びケに定める使用料を除く。)

2 委託の期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

横須賀市告示第151号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり徴収の事務を委託しました。

令和5年7月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	徴 収 事 務
東京都千代田区麴町四丁目8番1号	一般財団法人地域総合整備財団 理事長 末 宗 徹 郎	横須賀市地域総合整備資金の貸付けに係る償還金

2 委託の期間

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

公 告

横須賀市公告第132号 (令和5年6月30日 掲 示 済)

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定により、次の都市公園の区域及び面積を変更し、令和5年7月1日からその供用を開始します。

令和5年6月30日

横須賀市長 上 地 克 明

名 称	位 置 (代 表 地 番)	区 域	面 積	
			変 更 前	変 更 後
矢の津公園	馬堀町2丁目35番地	別図のとおり	平方メートル 1,057	平方メートル 1,071

(別図略)

横須賀市公告第133号 (令和5年7月3日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。  
令和5年7月3日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第134号 (令和5年7月4日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月4日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和3年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第3期分	令和3年11月29日
			令和5年5月16日
		第4期分	令和4年2月22日
			令和5年5月16日

令和4年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第2期分	令和4年9月29日
		第3期分	令和4年11月29日
		第4期分	令和5年2月27日
		7月随時	令和4年8月30日
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第3期分	令和5年1月30日
		第4期分	令和5年3月23日
	令和5年3月24日		

(別紙略)

横須賀市公告第135号 (令和5年7月4日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年7月4日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和5年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分及び定期賦課過年度分

(別紙略)

横須賀市公告第 136 号 (令和5年7月4日 掲 示 済)

次の特定空家等の所有者等が確知できないため、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第10項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年7月4日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 特定空家等の所在地及び用途  
所在地 横須賀市二葉2丁目2835番8  
用 途 一戸建ての住宅
- 2 措置の内容  
当該特定空家等は、保安上危険な状態であるため、所有者等は、令和5年8月20日までに当該特定空家等を除却するこ

と。

3 履行期限後の対応

履行期限までに所有者等による除却がされない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該特定空家等を除却します。

横須賀市公告第 137 号 (令和5年7月4日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年7月4日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工 事 完 了 検 査 済 証 交 付 年 月 日 及 び 交 付 番 号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和4年2月9日 令3開第14号	令和5年6月27日 令5第2号	横須賀市野比1丁目848番ほか2筆	横須賀市日の出町一丁目1番地 株式会社ニッケンホーム 代表取締役 山下 和志

横須賀市公告第 138 号 (令和5年7月10日 掲 示 済)

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定により、次の都市公園の区域及び面積を変更し、令和5年7月

10日からその供用を開始します。

令和5年7月10日

横須賀市長 上 地 克 明

名 称	位置(代表地番)	区 域	面 積	
			変 更 前	変 更 後
燈明堂緑地	西浦賀6丁目45番1	別図のとおり	平方メートル 5,031	平方メートル 6,747

(別図略)

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第27号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)

第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年7月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
631	株式会社杉山設備	杉 山 裕 貴	横須賀市野比三丁目12番1-504号	令和5年 6月13日	令和10年 6月12日
632	有限会社千寿輝建設	高 木 千 寿	横須賀市衣笠町18番10号	令和5年 6月19日	令和10年 6月18日
633	日本トレーサーガス式漏水調査修理専門センター株式会社	松 村 江 梨 花	横浜市中区本牧町一丁目206番地9エルベ山手H棟202	令和5年 6月19日	令和10年 6月18日
634	六華株式会社	河 野 正 美	横浜市南区日枝町四丁目97番地3	令和5年 6月19日	令和10年 6月18日

横須賀市上下水道局告示第28号

指定給水装置工事事業者規程(平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号)第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出がありました。

令和5年7月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	届 出 年 月 日
483	杉山設備	杉 山 裕 貴	横須賀市野比3丁目12番1-504号	令和5年6月6日
614	日本トレーサーガス式漏水調査修理専門センター	松 村 江 梨 花	横須賀市不入斗町2丁目1番2号	令和5年6月12日

564	株式会社ワースハンド	福 山 泰 三	海老名市東柏ヶ谷一丁目14番29号橘ビル 202	令和5年6月21日
-----	------------	---------	--------------------------	-----------

横須賀市上下水道局告示第29号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和10年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和5年7月10日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
須 426	株式会社杉山設備	杉 山 裕 貴	横須賀市野比三丁目12番1-504号	令和5年6月13日
須 427	有限会社千寿輝建設	高 木 千 寿	横須賀市衣笠町18番10号	令和5年6月19日

横須賀市上下水道局告示第30号

指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第7条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退する旨届出がありました。

令和5年7月10日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	届 出 年 月 日
須 345	杉山設備	杉 山 裕 貴	横須賀市野比3丁目12番1-504号	令和5年6月6日

横須賀市上下水道局告示第31号

平成31年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店横須賀管工事協同組合は、次のとおり代表者を変更しました。

令和5年7月10日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名		所 在 地
		新	旧	
須46	横須賀管工事協同組合	蛭 田 孝 之	鈴 木 計 章	横須賀市小川町25番地1

### 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第9号 (令和5年6月19日) 掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和5年6月19日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 日時 令和5年6月22日午前9時30分
- 会議開催の場所 横須賀市役所正庁

### 農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第8号 (令和5年7月3日) 掲 示 済

令和5年7月第7回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和5年7月3日

横須賀市農業委員会  
会長 田 丸 定 雄

- 日時 令和5年7月10日午後3時
- 会議開催の場所 横須賀市役所 302 会議室
- 会議に付議すべき事項
  - 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
  - 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る進達について

ついて

- 生産緑地の農業従事者への買取りあっせん結果について
- 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- 農地法第3条の3の規定による届出について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

### 正 誤

令和5年6月1日付け横須賀市報号外第12号8ページ中

9,201,235㎡	は	9,202,406㎡	の誤り
1,258,608㎡		1,258,686㎡	